

**2023年度**

**大牟田市立地適正化計画の評価・検証**

1. 計画の概要
2. 計画の進行管理
3. 評価・検証の方法
4. 「毎年実施」の評価結果
5. 「5年毎に実施」の評価結果
6. まとめ

# 1. 計画の概要

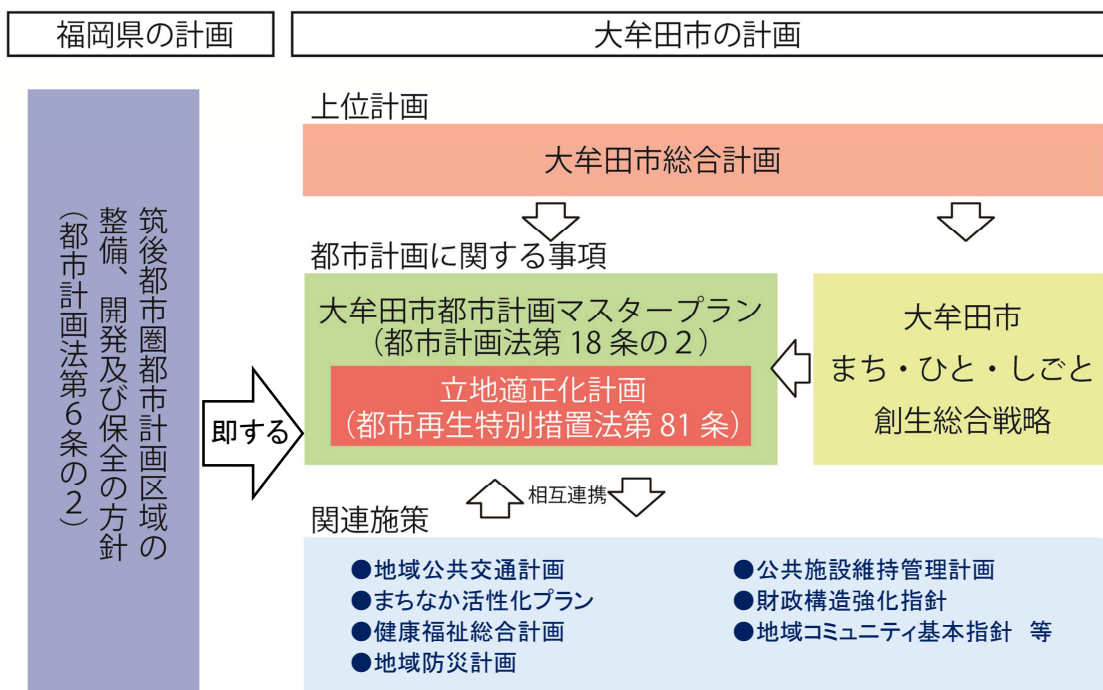
## (1) 大牟田市立地適正化計画とは

立地適正化計画は、今後の人口減少や少子高齢化を見据え、都市全体の構造を見渡し「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えで住宅と生活サービスに関連する医療、福祉、商業等の利便施設がまとまって立地するよう、緩やかに誘導を図りながら公共交通と連携したまちづくりを進めていくための計画です。

## (2) 計画の位置付け

立地適正化計画は、総合計画等の上位計画に基づき、都市計画に関する基本方針を定める「都市計画マスタープラン」の一部として位置づけられ、多様な分野の関連施策等との連携を図りながら、実現に向けた取組を進めることとしています。

### ■立地適正化計画の位置付け



## (3) 計画の目標年次

計画の目標年次については、おおむね20年後の将来を展望した計画として、令和17年(2035年)を目標としています。

#### (4) 本市が目指すまちづくり

### 都市計画マスタープラン

都市計画マスタープランでは、「住み」「働き」「にぎわう」、市民が安心して豊かに暮らせる人にやさしいまちを、市民・企業・行政がお互いの役割を認識しながらみんなでつくり、市民がずっと住み続けられる持続可能な快適環境都市の実現を目指します。

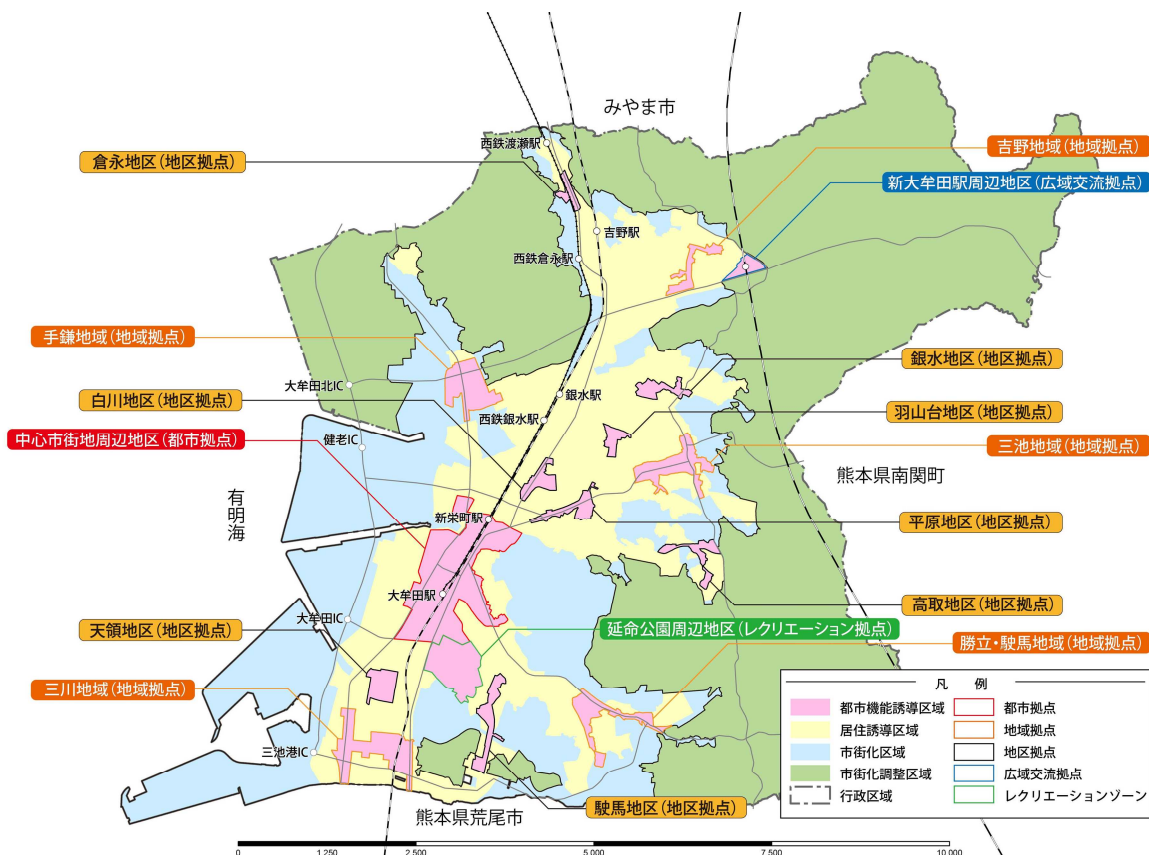
#### 都市の将来像

**住み・働き・にぎわう 持続可能な快適環境都市**  
 ~みんなでつくる安心して豊かに暮らせる人にやさしいまち~

#### 立地適正化計画 ~都市計画マスタープランの一部としての位置付け~

立地適正化計画では、市民生活に欠かせない医療・福祉、商業などの都市機能や居住の適正な誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトな都市づくりを推進することで、今後の急速な人口減少や少子高齢化に対応した「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」の実現を目指します。

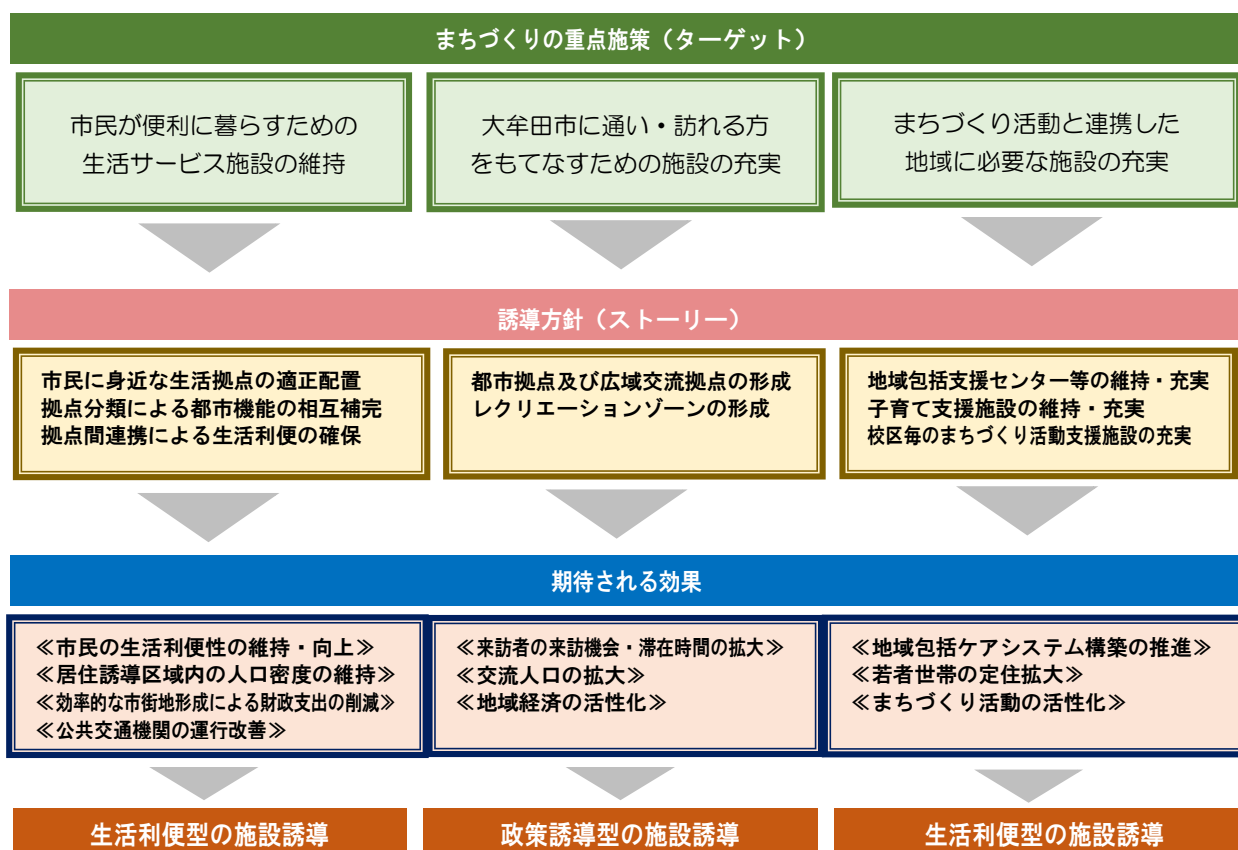
#### ■立地適正化計画に示す誘導区域や拠点



## (5) 立地適正化計画の基本的方針

立地適正化計画では、市民生活に欠かせない医療、福祉、商業などの都市機能や居住の適正な誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトな都市づくりを推進することで、今後の急速な人口減少や少子高齢化に対応した「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」の実現を目指します。

そのため、立地適正化計画が目指すまちづくりの重点施策は、都市計画マスタープランが目標とする将来都市像を実現するための施策として実施しており、3つの重点施策を設定しています。



## (6) 立地適正化計画の目標及び評価

立地適正化計画では、都市計画マスタープランの将来都市像及び立地適正化計画に定めるまちづくりの方針の実現に向けて、計画の適切な進捗管理を行うために、立地適正化計画の誘導方針と整合した以下の目標指標を設定しています。

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値 (H27)	目標値 (R17)
<b>指標①</b> 商業施設の 人口カバー率の維持	市内の商業施設（スーパーマーケット、コンビニ）から 800m 圏域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出	91.9%	91.9%

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値 (H27)	目標値 (R17)
<b>指標②</b> 福祉施設（小規模多機能 住宅介護施設）の 人口カバー率の維持	市内の福祉施設（小規模多機能住宅介護施設）から 800m 圏域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出	77.6%	77.6%

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値 (H27)	目標値 (R17)
<b>指標③</b> 子育て支援施設の 人口カバー率の維持	市内の子育て支援施設（幼稚園、保育園、学童施設）から 800m 圏域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出	91.3%	91.3%

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値 (H27)	目標値 (R17)
<b>指標④</b> 居住誘導区域内の 人口密度の維持	居住誘導区域内に 100m メッシュの重心が含まれるメッシュの人口総数を区域面積で除して算出	47.1 人/ha	40.0 人/ha

目標指標	指標の抽出方法	目標値の設定	
		基準値 (H27)	目標値 (R17)
<b>指標⑤</b> 公共交通による 人口カバー率の維持	駅から 800m 圏域、バス停から 300m 圏域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出	81.3%	81.3%

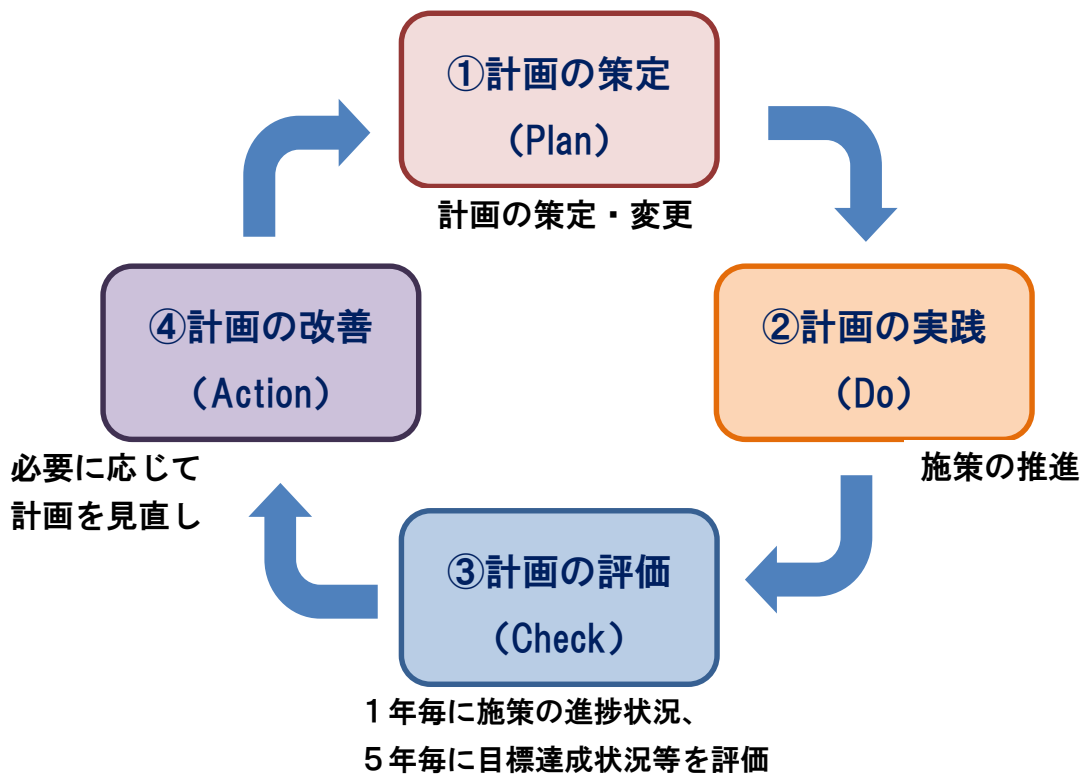
## 2. 計画の進行管理

### (1) 立地適正化計画の進行管理

本市では、5年毎に立地適正化計画の内容についての評価を行い、目標の達成状況や施策の実施状況等の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行うこととしています。

5年毎の中間的な検証段階において、目標指標の算出値が目標水準を大きく下回る場合などにおいては、その原因を分析し、必要に応じて改善のための施策を講じることとしています。

#### ■PDCA サイクルに基づく進行管理



	H31 2019	2024	2029	2034
総合計画（第5次）	第6次総合計画	次期総合計画		
都市計画マスタープラン	大牟田市都市計画マスタープラン（概ね20年）			
立地適正化計画	大牟田市立地適正化計画（概ね20年）			
都市計画基礎調査	調査実施	調査実施	定期的実施	
評価・検証	評価・検証	評価・検証	定期的実施	

### 3. 評価・検証の方法

#### (1) 評価・検証の考え方

立地適正化計画の評価にあたっては、5年毎に計画の内容についての評価を行い、目標の達成状況や施策の実施状況等の把握に努め、必要に応じて計画の見直しを行っていくものとしています。

また、進捗管理については、1年毎に実施施策を把握し、実施内容が効率的に実施されているかを確認することとしています。



#### ①施策の実施状況等の把握（1年毎）

本計画に掲げた施策の進捗状況を確認するため、1年毎に実施施策を把握し、実施内容が効率的に実施されているかを確認します。また、実施されていない施策は、問題・課題を明確化します。

##### 1) 誘導方針に基づく誘導施策の実施状況及び新しく制度化された施策の把握

誘導施策とは、各誘導区域に該当する施設を誘導するために講じる事業・支援策のことであり、様々な誘導施策を検討することとしており、条例・要綱等の準備が整った段階で随時実行していくこととしています。

##### 2) 各誘導区域外における一定規模以上の建築や開発に伴う届出件数の把握

立地適正化計画を公表すると、居住や都市機能の緩やかな誘導を図るため、居住誘導区域外での住宅、及び都市機能誘導区域外での誘導施設を開発行為、または建築等行為を行う際は市長への届出が必要となります。その届出件数を整理することにより、居住や誘導施設の誘導区域外における整備の動きを把握します。

### 3) 各年度における誘導施設の立地状況の把握

届出の運用により、誘導施設の誘導区域外への整備動向は把握可能ですが、誘導区域内における整備動向の把握はできないため、各年度当初における誘導施設の立地状況の整理を行い、誘導区域内の整備動向を把握します。

### ②目標の達成状況の把握（5年毎）

毎年行う施策の実施状況等の把握に加え、居住誘導区域や都市機能誘導区域の設定や施策の推進に対して、5年毎に計画の進捗状況や目標の達成状況を把握し、まちづくりの方針・誘導方策の有効性を評価します。

中間的な検証段階において、目標指標の算出値が目標水準を大きく下回る場合などにおいては、その原因を分析し、必要に応じて改善のための施策を講じます。

目標指標		目標値の設定	
		基準値 (H27)	目標値 (R17)
指標①	商業施設の人口カバー率の維持	91.9%	91.9%
指標②	福祉施設の人口カバー率の維持	77.6%	77.6%
指標③	子育て支援施設の人口カバー率の維持	91.3%	91.3%
指標④	居住誘導区域内の人口密度の維持	47.1 人/ha	40.0 人/ha
指標⑤	公共交通による人口カバー率の維持	81.3%	81.3%

立地適正化計画で定めている目標値（P129）



## 4. 「毎年実施」の評価結果

### (1) 誘導施策の把握

誘導施策とは、各誘導区域に該当する施設を誘導するために講じる事業・支援策のことです。大牟田市立地適正化計画では様々な誘導施策を検討することとしています。

誘導施策としては、「まちづくり基金における店舗の改修事業」を平成30年度より実施しています。

#### ■まちづくり基金における店舗改修事業

①既存店舗改修事業（同一場所での改修）	
支援内容	既存店舗改修事業（営業中の店舗の改修にかかる費用の一部を補助）において、都市機能誘導区域内の店舗の場合、補助率及び補助限度額の嵩上げを行う。
補助率	1/10 ⇒ 2/10
補助限度額	20万円 ⇒ 40万円
②店舗改修事業（都市機能誘導区域外から区域内への移転）	
支援内容	店舗改修事業（既存店舗改修事業・空き店舗改修事業・多目的トイレ設置事業・新築店舗整備事業）において、市内移転は対象外としているが、都市機能誘導区域外から都市機能誘導区域内への移転については、補助の対象とする。
実施時期	平成31年4月～
所管	産業振興課

#### ■「まちづくり基金における店舗改修事業」の活用実績

年度	①	②
	活用実績 （区域内件数/全件数）	活用実績 （区域内件数）
平成30年度	9件/14件	0件
令和元年度	6件/10件	0件
令和2年度	11件/14件	0件
令和3年度	6件/7件	0件
令和4年度	3件/3件	0件

## (2) 大牟田市内の開発動向・新築動向

立地適正化計画では、居住や都市機能の緩やかな誘導を図るため、居住誘導区域外での住宅、及び都市機能誘導区域外での誘導施設を開発行為、または建築等行為を行う際は市長への届出が必要となっており、その届出の件数を整理しました。

### ①「居住誘導区域外」で建築等行為を行う際、届出が必要となるもの

開発行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</li> <li>・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m<sup>2</sup>以上のもの</li> </ul>
建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3戸以上の住宅を新築使用とする場合</li> <li>・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</li> </ul>

※居住誘導区域：居住を誘導すべき区域

### ②「都市機能誘導区域外」で建築等行為を行う際、届出が必要となるもの

開発行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合</li> </ul>
建築等行為
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>・ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>

※都市機能誘導区域：医療・福祉・商業等の都市機能を集約し、各所サービスの効率的な提供を図る区域

### ■届出件数（誘導区域外での建築等の行為が行われた件数）

年度	総数	住宅の建築等 < ① >		誘導施設の建築等 < ② >	
		開発行為	建築等行為	開発行為	建築等行為
平成 30 年度	4 件	2 件	0 件	0 件	2 件
令和元年度	5 件	0 件	5 件	0 件	0 件
令和 2 年度	3 件	0 件	1 件	0 件	2 件
令和 3 年度	2 件	1 件	0 件	1 件	0 件
令和 4 年度	6 件	2 件	2 件	0 件	2 件

### ■誘導区域内外別開発件数

年度	住宅のための開発		誘導施設のための開発	
	区域内（予定戸数）	区域外（予定戸数）	区域内	区域外
平成 30 年度	1 件（4 戸）	2 件（59 戸）	0 件	0 件
令和元年度	0 件	0 件	0 件	0 件
令和 2 年度	3 件（58 戸）	1 件（6 戸）	0 件	1 件
令和 3 年度	0 件	0 件	0 件	0 件
令和 4 年度	3 件（17 戸）	2 件（17 戸）	0 件	0 件
合計	7 件（79 戸）	5 件（82 戸）	0 件	1 件

※都市計画法第 32 条協議の実績より把握

### (3) 誘導施設立地状況の把握

届出の運用により、誘導施設の誘導区域外への整備動向は把握可能ですが、誘導区域内における整備動向を把握するため、各種誘導施設の立地状況の整理を行いました。

誘導施設	H29 (策定時)	H30 (H31.4)	R1 (R2.4)	R2 (R3.4)	R3 (R4.4)	R4 (R5.4)	増減 (R4-H29)	
							区域内	区域外
スーパー	21	21	20	20	19	21	区域内	1件増
								1件減
							区域外	1件増
								1件減
コンビニ	50	52	52	51	51	51	区域内	3件増
								2件減
							区域外	2件増
								2件減
病院	94	91	88	89	87	85	区域内	3件増
								7件減
							区域外	2件増
								7件減
小規模 多機能型居宅 介護施設	25	24	25	25	24	23	区域内	0件増
								0件減
							区域外	1件増
								3件減
障害者 福祉施設	23	31	34	36	38	38	区域内	5件増
								1件減
							区域外	11件増
								0件減
児童 福祉施設	54	57	56	56	56	56	区域内	2件増
								1件減
							区域外	2件増
								1件減
金融機関	42	41	42	43	43	42	区域内	1件増
								1件減
							区域外	1件増
								1件減

## 5. 「5年毎に実施」の評価結果

### (1) 目標指標に対する現在の状況

立地適正化計画の策定当初に設定した目標指標に対し、現状値を整理しました。

目標指標	基準値(H30) (策定年次)	現状値(R5) (評価年次)	増減	目標値(R17) (目標年次)
①商業施設の 人口カバー率 の維持	91.9%	91.5%	-0.4%	91.9%
②福祉施設の 人口カバー率 の維持	77.6%	75.2%	-2.4%	77.6%
③子育て支援施 設の人口カバ ー率の維持	91.3%	92.1%	+0.8%	91.3%
④居住誘導区域 内の人口密度 の維持	47.1 人/ha	44.7 人/ha	-2.4 人/ha	40.0 人/ha
⑤公共交通によ る人口カバー 率の維持	81.3%	78.0%	-3.3%	81.3%

※評価にかかる人口は国勢調査（以下、国調）の結果を用いている。

※策定年次の算出方法は、人口を H27 年国調結果、カバー圏域は H30 年時点の施設で算出

※策定時の目標値算出方法は、推計人口を H22 年国調結果から求められた値、カバー圏域は H30 年時点の施設で算出

※評価年次の算出方法は、人口を R2 年国調結果、カバー圏域は R5 年時点の施設で算出

※公共交通による人口カバー率は、大牟田市地域公共交通計画（R5.3）に示された値

目標指標	算出方法
①商業施設の人口カバ ー率の維持	市内の商業施設(スーパーマーケット、コンビニ)から 800m 圏 域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出
②福祉施設の人口カバ ー率の維持	市内の福祉施設(小規模多機能型居宅介護施設)から 800m 圏 域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出
③子育て支援施設の人 口カバー率の維持	市内の子育て支援施設(幼稚園、保育所、学童保育所)から 800m 圏域内に居住する人口の市全体人口に対する割合を算出
④居住誘導区域内の人 口密度の維持	居住誘導区域内に 100m メッシュ人口の重心が含まれるメッ シュの人口総数を区域面積で除して算出
⑤公共交通による人口 カバー率の維持	駅から 800m 圏域、バス停から 300m 圏域内に居住する人口 の市全体人口に対する割合を算出

## (2) 現状値に対する分析

目標指標①：商業施設人口カバー率の維持<91.9%(基準値)⇒91.5%(現状値)>

- ・商業施設のカバー率はほぼ維持されている結果となりました。
- ・毎年実施している施設の立地状況の把握では、スーパー・コンビニの数は策定当初よりコンビニが都市機能誘導区域内で1件増加しています。
- ・地域毎の状況確認のため、各地域でカバー率を整理したところ、吉野地域のカバー率が極端に減少していました。
- ・吉野地域で、都市機能誘導区域内のスーパーが廃業していることが要因です。

### ■地域別商業施設人口カバー率の推移及び将来見通し

地域名	H30 (策定年次)	R5〔H30からの増減〕 (評価年次)
吉野地域	75.7%	65.8%〔-9.9%〕
手鎌地域	82.3%	84.8%〔+2.5%〕
三池地域	95.3%	95.8%〔+0.5%〕
中央地域	99.9%	99.9%〔±0%〕
三川地域	100.0%	100.0%〔±0%〕
勝立・駛馬地域	88.7%	90.2%〔+1.5%〕
全市	91.9%	91.5%〔-0.4%〕

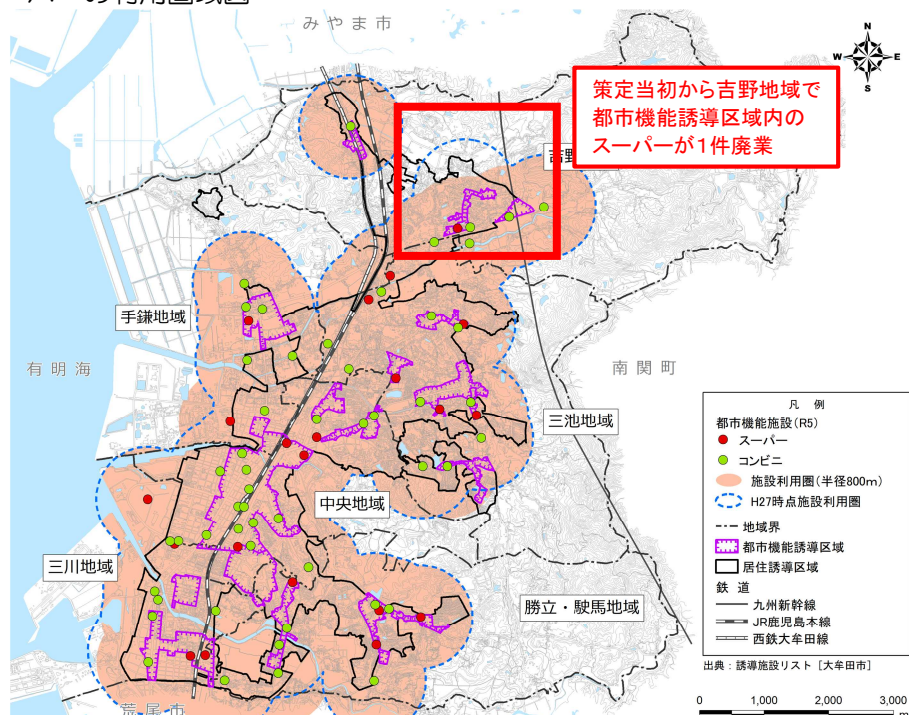
※評価にかかる人口は国勢調査（以下、国調）の結果を用いている。

※策定年次の算出方法は、人口をH27年国調結果、カバー圏域はH30年時点の施設で算出

※評価年次の算出方法は、人口をR2年国調結果、カバー圏域はR5年時点の施設で算出

※目標年次の算出方法は、推計人口をR2年国調結果から求められた値、カバー圏域はR5年時点の施設で算出

### スーパーの利用圏域図



目標指標②：福祉施設人口カバー率の維持<77.6%(基準値)⇒75.2%(現状値)>

- 福祉施設のカバー率は若干の減少という結果となりました。
- 毎年実施している立地状況の把握では、福祉施設数は策定当初より2件減少しています。
- 地域毎の状況確認のため、各地域でカバー率を整理しました。
- その結果、手鎌地域への福祉施設の誘導が必要であることがわかりました。
- 三池地域では都市機能誘導区域外での施設の廃業と新規立地が1件ずつありました。新規立地施設がより多くの居住のあるエリアに立地されたことがカバー率の増加につながったものと考えられます。

■地域別福祉施設人口カバー率の推移及び将来見通し

地域名	H30 (策定年次)	R5〔H30からの増減〕 (評価年次)
吉野地域	66.8%	68.3%〔+1.5%〕
手鎌地域	75.6%	26.6%〔-49.0%〕
三池地域	65.3%	79.5%〔+14.2%〕
中央地域	80.1%	78.1%〔-2.0%〕
三川地域	99.0%	96.3%〔-2.7%〕
勝立・駛馬地域	94.6%	95.1%〔+0.5%〕
全市	77.6%	75.2%〔-2.4%〕

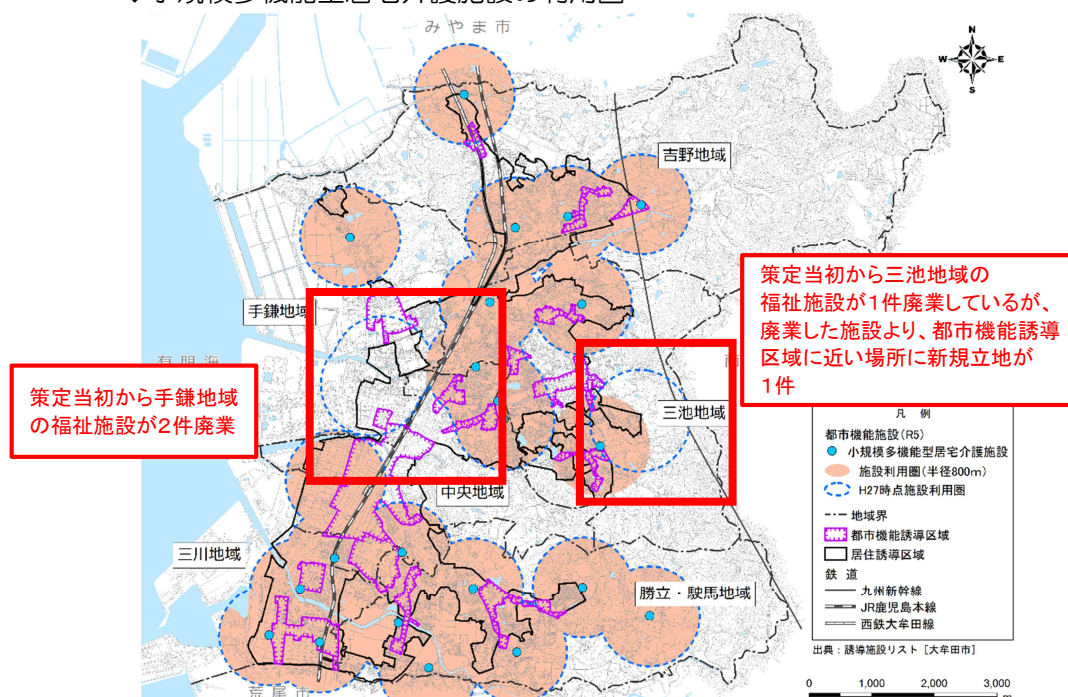
※評価にかかる人口は国勢調査（以下、国調）の結果を用いている。

※策定年次の算出方法は、人口をH27年国調結果、カバー圏域はH30年時点の施設で算出

※評価年次の算出方法は、人口をR2年国調結果、カバー圏域はR5年時点の施設で算出

※目標年次の算出方法は、推計人口をR2年国調結果から求められた値、カバー圏域はR5年時点の施設で算出

◆小規模多機能型居宅介護施設の利用圏



目標指標③：子育て支援施設人口カバー率の維持<91.3%(基準値)⇒92.1%(現状値)>

- ・子育て支援施設のカバー率はほぼ維持されている結果となりました。
- ・毎年実施している立地状況の把握では、子育て支援施設数は策定当初より2件増加しています。
- ・地域毎の状況確認のため、各地域でカバー率を整理しました。
- ・吉野地域で都市機能誘導区域内に新規施設の立地が1件確認でき、カバー率の増加が大きくなっています。

■地域別子育て支援施設人口カバー率の推移及び将来見通し

地域名	H30 (策定年次)	R5〔H30からの増減〕 (評価年次)
吉野地域	80.2%	81.4%〔+1.2%〕
手鎌地域	85.4%	85.8%〔+0.4%〕
三池地域	92.3%	94.2%〔+1.9%〕
中央地域	98.8%	98.9%〔+0.1%〕
三川地域	100.0%	100.0%〔±0%〕
勝立・駛馬地域	83.9%	84.2%〔+0.3%〕
全市	91.3%	92.1%〔+0.8%〕

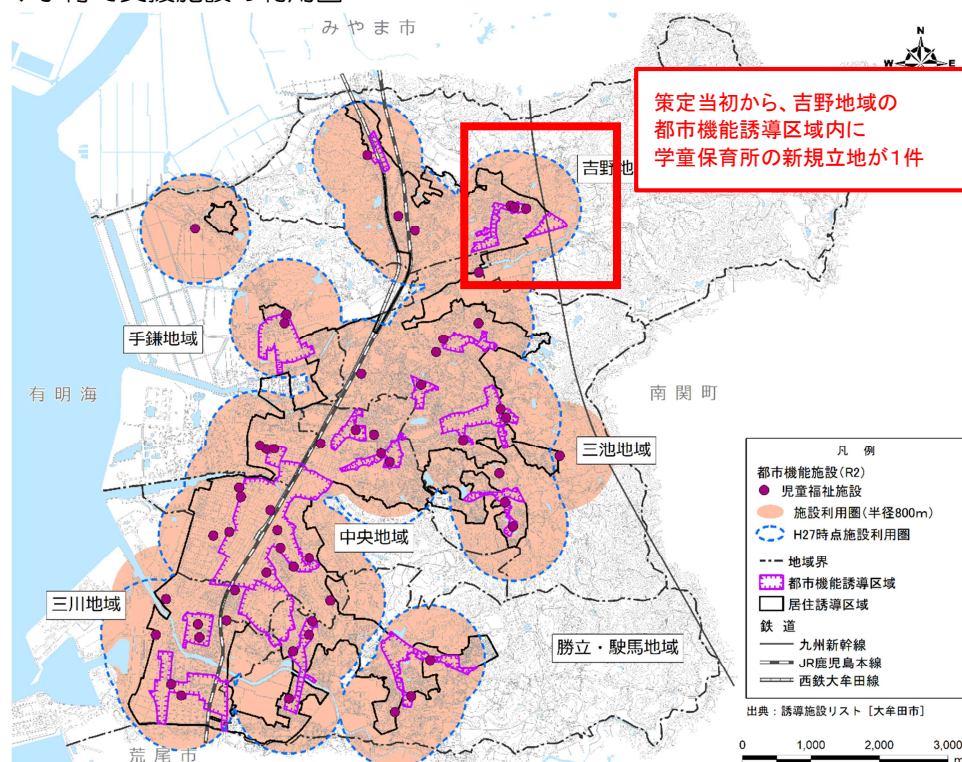
※評価にかかる人口は国勢調査（以下、国調）の結果を用いている。

※策定年次の算出方法は、人口をH27年国調結果、カバー圏域はH30年時点の施設で算出

※評価年次の算出方法は、人口をR2年国調結果、カバー圏域はR5年時点の施設で算出

※目標年次の算出方法は、推計人口をR2年国調結果から求められた値、カバー圏域はR5年時点の施設で算出

◆子育て支援施設の利用圏



目標指標④：居住誘導区域内の人口密度の維持

<47.1 人/ha(基準値)⇒44.7 人/ha(現状値)⇒40.0 人/ha(R17 目標値)>

- ・全市的な人口減少に伴い、居住誘導区域内においても人口が減少し、人口密度の低下につながっています。
- ・居住誘導区域内の全市域に対する人口割合は、策定年次で 76.7%、評価年次で 76.8%となっています。
- ・地域毎の状況確認のため、各地域における人口密度の目標値と現状値の比較を行いました。
- ・R17 推計人口密度①を立地適正化計画の目標値の人口密度②で割合を出すと、現状の推計としては、目標の達成ができませんとなっています。
- ・特に吉野地域および勝立・駛馬地域が目標値から離れていることがわかりました。
- ・しかし、グラフのとおり、当初の推計値の人口密度ⒶとR2年国調での人口密度Ⓑを確認すると、推計されたものより、現状値は上回っています。

■地域別居住誘導区域内の人口密度の推移及び将来見通し

地域名	居住誘導区域	H30 (策定年次)	R5 (評価年次)	R17 推計① (目標年次)	R17② (目標値)	R17 (①/②)
吉野地域	243.8 ha	37.3 人/ha	35.5 人/ha	27.7 人/ha	32.0 人/ha	86.5%
手鎌地域	183.4 ha	48.0 人/ha	45.9 人/ha	46.9 人/ha	40.3 人/ha	91.5%
三池地域	496.8 ha	45.7 人/ha	42.3 人/ha	34.4 人/ha	38.2 人/ha	90.0%
中央地域	521.1 ha	53.9 人/ha	53.6 人/ha	43.3 人/ha	46.9 人/ha	92.3%
三川地域	230.4 ha	46.6 人/ha	46.5 人/ha	37.7 人/ha	41.4 人/ha	91.0%
勝立・駛馬地域	235.5 ha	39.9 人/ha	37.1 人/ha	29.3 人/ha	35.1 人/ha	83.4%
全市	1,911 ha	47.1 人/ha	44.7 人/ha	36.0 人/ha	40.0 人/ha	90.0%

※評価にかかる人口は国勢調査（以下、国調）の結果を用いている。

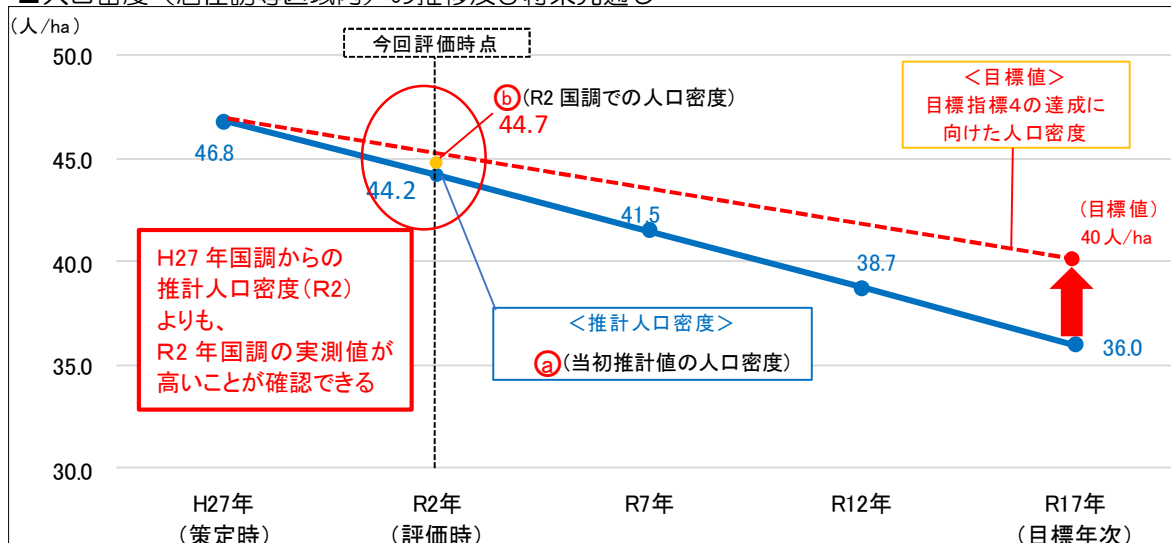
※策定年次は、人口をH27年国調結果で算出

※評価年次は、人口をR2年国調結果で算出

※目標年次は、H27年国調結果から求められた推計人口で算出

※地域別の目標値は、H27年国調人口から求められた居住誘導区域内の人口密度（46.8人/ha）と目標年次の目標値（40.0人/ha）の低下率を係数として、各地域に乗じて設定

■人口密度（居住誘導区域内）の推移及び将来見通し



※立地適正化計画の基準値（47.1人/ha）はH22年国調結果から求められた各地域への人口割合に、H27年国調結果から得られた人口を按分しているため、今回のH27年国調結果から求められた人口密度（46.8人/ha）とは異なる値となる。



目標指標⑤：公共交通による人口カバー率の維持<81.3%(基準値)⇒78.0%(現状値)>

本市の目指す「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のネットワークを担う計画として平成30年3月に「大牟田市地域公共交通網形成計画」（計画期間H30～R4）を策定し、その中で示された指標である「公共交通による人口カバー率の維持」を立地適正化計画でも目標値として示しています。

そのような中、地域公共交通網形成計画が目標年次を迎えることから、令和5年3月に新たに「大牟田市地域公共交通計画」（計画期間R5～R9）を策定し、その中で、令和4年度における「公共交通による人口カバー率」を78.0%としています。

■地域別公共交通による人口カバー率の推移及び将来見通し

地域名	H30 (策定年次)	R4 (評価年次)
全市	81.3%	78.0%

※R4の数値は「大牟田市地域公共交通計画」より引用。

目標値に対して現状値は下降していますが、大牟田市地域公共交通計画では、「地域に応じた公共交通等による人口カバー率の確保」を指標とし、現状値を維持する取組を進めることとしています。

■大牟田市が目指す地域公共交通の将来像（大牟田市地域公共交通計画）

<地域公共交通の将来像(基本理念)>

●誰もが安心して移動できる持続可能な公共交通サービス体系の構築

- ・市民(地域の方々)自らが『考え』『守り』『育てる』ことが不可欠であり、市民の方々が主体的に取り組めるように、行政・事業者との協働・連携により築き上げていきます。
- ・地域公共交通特定事業・施策やアイデアにより、将来都市像等のまちづくりと連携し、持続性のあるサービスとしていく取組を進めていきます。

<基本方針1>  
市民生活を支える公共交通サービスの確保

<基本方針2>  
市の魅力向上に資する公共交通サービスの構築

<基本方針3>  
公共交通の利用促進策・利用機会創出策の推進

<目標1>  
市民の日常生活における移動しやすい環境の実現  
(市内中心部と各地域、地域内での利用しやすい公共交通等の実現)  
【指標1-1】地域に応じた公共交通等による人口カバー率の確保  
令和4年度 78% ⇒ 令和9年度 78%(維持・向上)

※大牟田市地域公共交通計画を一部加工

## 6. まとめ

### (1) 立地適正化計画の評価・検証を受けての全体評価

都市機能誘導施設に関する目標指標（「①商業施設の人口カバー率」「②福祉施設の人口カバー率」「③子育て支援施設の人口カバー率」）の目標値については、全市的な結果はほぼ目標達成できていますが、地域ごとのカバー率では、維持できていない地域が見受けられます。

これは、施設の減少（廃業）によるものが大きく、地域拠点周辺の活力維持のため施設が不足する地域への誘導施策が必要と考えられます。

今後は都市機能誘導施設毎の機能や役割を踏まえた上での適切な立地の検討をしていくことが必要と考えています。

また、人口密度に関する目標指標は、令和2年時の目標値を下回ってはいるものの、H27年国勢調査での人口推計による令和2年の人口密度を上回っています。

しかし、居住誘導区域内の市全域に対する人口割合が、策定時からほぼ同じであることから居住の誘導が進んでいないことが見受けられます。

これは、居住誘導区域内外の住宅の開発件数（戸数）がほぼ同数であることなども1つの原因だと推察され、今後は、誘導区域外での開発を抑制し、誘導区域内での開発の誘導が必要と考えられます。

今後も、都市機能や居住の適切な誘導のための誘導施策を講じながら、人口減少や少子高齢化に対応した「市民にとって利便性の高い、持続可能なまち」の実現を目指します。

### (2) 立地適正化計画の変更必要箇所

#### ■目標値の変更

コンパクトシティ・プラス・ネットワークの推進のためには、立地適正化計画と公共交通計画が両輪となって機能することが重要です。

そのため、立地適正化計画における目標値に公共交通計画における指標を掲げており、今回、新たに策定された「大牟田市地域公共交通計画」に示されている目標値と整合を図る必要があることから、公共交通に関する目標指標の目標値を以下のとおり変更します。

目標指標	目標値
公共交通による人口カバー率の維持	(現状値) 81.3% ↓ (変更後) 78.0% (目標年次: R9)